

件名：新型コロナウイルス感染症（ベネズエラ入国 7 2 時間前の陰性検査証明の提出に関する発表）

（ポイント）

● 20日、ベネズエラ航空当局は、航空会社に対し、出発地の空港においてベネズエラに渡航しようとする乗客に対して、当国入国 7 2 時間前までの PCR 検査陰性証明書の提示を求め、また、出発 6 時間前までにそのスキャン画像等のベネズエラ航空当局への送信を求め旨の発表をしました。

（本文）

1. 20日、ベネズエラ航空当局は、航空会社に対し、ベネズエラに渡航しようとする乗客に対し、出発地の空港において、ベネズエラ入国 7 2 時間前までに取得した PCR 検査の陰性証明書提示を求めるよう発表をしました。PCR 検査を実施する場所は、出発する国の保健当局によって承認された医療機関である必要があり、有効な証明書を提出できない場合は、搭乗できない旨も発表しています。また、航空会社に対し、出発 6 時間前までに、乗客リストと PCR 検査の陰性証明書をスキャンした画像を当局に送信することを求めるとの発表もしました。実際の運用については、搭乗を予定されている航空会社へお問い合わせください。

2. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、19日までの累計で、症例数が 1 2 1, 1 1 7 名、死亡者数が 1, 1 1 6 名、治癒数が 1 1 3, 6 5 2 名と発表しており、依然として高い数値で推移しております。

(2) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も重要です。

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(3) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view

(4) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(5) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行

動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全

HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>